

2-2 眺望景観形成地域

2-2-0 眺望景観形成地域における届出対象行為等

(1) 届出対象行為

行為	区域の区分		規模	
建築物の新築、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの	※増築については、増築に係る部分が左欄に掲げる規模のもの又は増築後に左欄に掲げる規模となるものに限る。 ※修繕等については、修繕等に係る面積が当該立面の面積の過半にわたるものに限る。
		その他の用途地域	イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域		ア 高さが20mを超えるもの	
			イ 建築面積が2,000㎡を超えるもの	
準用工作物の新設、増築、改築、移転、修繕等	市街化区域	用途地域のうち、商業地域	ア 高さが31mを超えるもの	
		その他の用途地域	イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域		ア 高さが20mを超えるもの	
			イ 築造面積が2,000㎡を超えるもの	
	市街化調整区域		ア 高さが15mを超えるもの	
			イ 建築面積が1,000㎡を超えるもの	

* 景観影響建築行為

区域の区分		行為
景観形成市民協定の区域	用途地域のうち、商業地域	高さが31mを超える建築物の新築、増築（高さが31mを超える部分の増築に限る。）及び改築
	その他の用途地域	高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る。）及び改築
その他の区域		高さが45mを超える建築物の新築、増築（高さが45mを超える部分の増築に限る。）及び改築

(2) 規制又は措置の基準として必要な制限の適用について

都市景観形成地域及び沿道景観形成地区と重なる区域においては、当該地域又は地区における届出対象行為にも適用する。

(3) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の対象規模

許可を要する広告物のうち、1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるもの。ただし、都市景観形成地域及び沿道景観形成地区と重なる区域においては、当該地域又は地区における対象規模とする。